

エヌ・ティ・ティ・データ九州と
裁判上の和解をした和解金に関する
中間調査報告書

(市政運営に関する調査特別委員会)

令和7年第212回浦添市議会（3月定例会）

浦 添 市 議 会

市 政 運 営 に 関 す る 調 査 特 別 委 員 会
エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する
中間調査報告書

目 次

1. 市政運営に関する調査特別委員会設置の経過について	
(1) 委員会設置の経緯	1～2
(2) 委員会の設置	2
1) 調査事項	2～3
2) 調査内容	3
3) 委員の定数	3
4) 委員の氏名	3
2. 市政運営に関する調査特別委員会の開催状況について	
(1) 本特別委員会の開催状況	3～9
3. 協議等による重要な決定事項	9
4. 本特別委員会の調査の結果で明らかになった事項	9～13
5. 本特別委員会の調査の指摘事項	13
6. 結びに	13～14
7. 資料	
・市政運営に関する調査特別委員会 重点調査事項一覧及び再重点調査事項一覧	

エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する 中間調査報告書

1. 市政運営に関する調査特別委員会設置の経過について

(1) 委員会設置の経緯

市は、平成 20 年 3 月 31 日株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州と第五次総合行政システム賃貸借契約（平成 20 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで）を締結した。

当該契約の締結後、平成 20 年 4 月 1 日よりシステム開発プロジェクトが開始され、システム開発工程（要件定義、基本設計、詳細設計、運用テスト等）を実施し、平成 21 年 3 月 16 日にシステムが本稼働した。（平成 20 年 9 月 30 日に検収が行われ、平成 20 年 10 月から賃貸借料が発生した。）

また、市は、平成 22 年 4 月 30 日株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州と第五次総合行政福祉システム賃貸借契約（平成 22 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで）を締結した。

当該契約の締結後、平成 22 年 5 月 1 日よりシステム開発プロジェクトが開始され、システム開発工程（要件定義、基本設計、詳細設計、運用テスト等）を実施し、平成 23 年 3 月 22 日にシステムが本稼働した。（平成 22 年 9 月 30 日に検収が行われ、平成 22 年 10 月から賃貸借料が発生した。）

しかし、第五次総合行政システム及び第五次総合行政福祉システムが稼働して数年経過後も慢性的な不具合等があることから、平成 25 年 5 月 21 日関係所属長による「第五次総合行政システム検証プロジェクト」が設置された。

検証の結果、慢性的な不具合の改善が不透明で、頻繁に改正される法令等に対応するためのシステム改修費が高額等の理由から当該システムの見直しが必要ではないかとの結論となり、システム入替の検討を開始した。

検討の結果、システムの安定稼働を目指すと同時にシステム保守、運用に関して職員の負担軽減を図るため、パッケージシステムへ入替を行うこととなった。

そこで、平成 25 年 12 月 9 日、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州と協議する中、不具合の改善を要望し、改善が見込まれないのであれば、パッケージシステムへの入替を検討する旨の説明を行った。

その後、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州から不具合の改善が行われなかったことから、平成 26 年 8 月 15 日の庁議にて現行システムの入替を決定した。

平成 28 年 6 月 7 日に当該システムの解約に向けて、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州に当該システム賃貸借契約を解約する協議文書を送付し、協議を開始した。協議は、合計 6 回実施したが市と株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州の両者の折り合いがつかなかった。

平成 28 年 10 月 12 日の 2 役調整において、「浦添市の方針として第五次総合行政システム等を利用しない平成 29 年 1 月以降の金銭的負担は検討しない。」ことを受け、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州に対して、平成 28 年 12 月 16 日に契約解除通知を送付した。平成 29 年 1 月以降も株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州と協議・調整を合計 26 回実施したが、結局協議は平行線のまま終了した。

市は、平成 31 年 2 月 12 日付株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州（原告）より契約不履行を理由に提訴された。

令和 4 年 3 月 15 日付那覇地方裁判所の第 1 審において、「被告（浦添市）は、瑕疵担保責任に基づく契約解除また本件各契約に基づく賃貸借料の支払い義務を免れることもできないと認められる。」との判決であったことから、市は、令和 4 年 3 月 29 日付福岡高等裁判所那覇支部へ控訴状を提出した。

その後、1 年余りにわたり審理されてきたが、令和 5 年 7 月 27 日付裁判所から和解勧告及び和解条項が提案されたことから、市は、和解をして少しでも負担を減らすことがより良い選択になると判断し、和解勧告を受け入れ、早期解決（和解金の支払）を図ることとし、令和 5 年 9 月 6 日付第 3 回和解期日にて和解が成立した。

この件について、第 210 回浦添市議会臨時会（8 月議会）に上程した議案第 47 号「令和 5 年度浦添市一般会計補正予算（第 4 号）」において、市議会から、今回の和解金については、「市民負担を負わせることがないよう強く求める。」の附帯決議が行われた。

また、議案第 48 号「裁判上の和解について」に対する質疑、第 206 回浦添市議会定例会（9 月議会）における一般質問において、当該和解金の支払について、特別職を含む職員等の責任が問われたことから、令和 5 年 9 月 27 日議会運営委員会において、エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査の外 2 件の調査を行うため、市政運営に関する調査特別委員会の設置が決定された。

そこで、令和 5 年 9 月 27 日の第 206 回浦添市議会定例会（9 月議会）において、本特別委員会の設置が議決され調査検証が行われることとなった。

（2）委員会の設置

本特別委員会は、令和 5 年 9 月 27 日の第 206 回浦添市議会定例会（9 月議会）において、T i k T o k 市長の諸問題に関する調査、ハラスメントに関する調査、エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査の 3 件を付託事項とし、14 人の委員による構成で設置されている。

1) 調査事項

エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査を行う。

2) 調査内容

エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する経緯及びその内容等の真相究明に関する事項の調査を行う。

3) 委員の定数

14人（令和5年9月27日設置）

4) 委員の氏名

委員長	又吉正信
副委員長	下地秀男
委員	大城翼
委員	具志堅興一
委員	比嘉武宏
委員	新垣有太
委員	濱崎早人
委員	稲嶺伸作
委員	古波蔵保尚（令和6年5月1日辞任）
委員	銘苺幸乃助
委員	又吉健太郎
委員	儀間光秀
委員	田畑翔吾
委員	真栄城玄誠

2. 市政運営に関する調査特別委員会の開催状況について

(1) 本特別委員会の開催状況

本特別委員会は、令和5年9月27日の設置から令和7年3月10日まで、計8回開催されている。

この間、エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査において、当該和解金に携わった職員への出席を要求し質疑を行うなど計8回の委員会を開催し、多様な観点から本件の真相解明に取り組んだ。

回数	開催日	調査の内容
第1回	令和5年9月27日	正副委員長を互選により決定した。また閉会中継続審査の申し出を行うことを決定した。
第2回	10月10日	<p>本特別委員会へ付託された3つの調査項目について協議し、「T i k T o k 市長の諸問題に関する調査」、「エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査」、「ハラスメントに関する調査」の順に調査することを決定した。</p> <p>また、審査方法等について協議し、各委員の質疑時間は「答弁を除いて10分」とすること等を決定した。</p>
第6回	令和6年1月26日	<p>説明員として、総務部長、企画部長、職員課長、情報政策課長、職員課人事係長、情報政策課主査に出席を求め質疑が行われた。</p> <p>【執行部からの説明後、主な質疑】 （委員の質疑要旨） 市長から浦添市監査委員に対し監査要求を行う際の提出資料と本特別委員会に提出された資料に相違があることについて伺う。</p> <p>（情報政策課長の答弁要旨） 個人情報を含む内容があり、提供範囲の精査に時間を要すること、また、提出された資料に示す事項について必要な事項を確認後提供していきたい</p> <p>【資料の要求】 資料については、監査委員に対し監査要求を行った資料と同等の内容を含むものを要求し、個人情報を含む内容については、執行部において精査することとする。 資料の提供方法は、データと紙媒体で提供することとし、紙媒体は必要分のみ提出することとなった。</p> <p>【監査委員への監査報告の時期の確認及び要望】</p>

第 6 回	1 月 26 日	<p>14期の任期中に特別委員会として調査報告を行うために、監査報告の時期の確認及び令和6年8月末日までに監査報告がなされるよう正副委員長へ協議を一任した。</p> <p>【次回の特別委員会において】</p> <p>事前に正副委員長において、監査報告の時期を確認した後、任期満了日まで本特別委員会の調査期間がある場合は、監査報告後に本特別委員会の調査をするか、調査期間がない場合は、監査委員の監査と並行して、本特別委員会の調査をするかについて、次回の委員会において協議を行うことが決定された。</p>
第 7 回	3 月 14 日	<p>市長から監査委員に対する浦添市の事務の執行に関する監査要求(令和5年12月25日付浦総職第279号)について、本特別委員会は、議長に令和6年8月末日までに監査報告が行われるよう申し入れ(令和6年1月26日) たところ、監査委員から、「監査要求にかかる業務の進捗については予測することは困難である。」とする回答(令和6年2月20日付浦監第58号)が報告された。</p> <p>本特別委員会では、浦添市の事務の執行に関する監査と並行して、議会の視点で調査していくため、重点調査事項を各会派にて持ち帰り検討し、3月中に持ち帰り検討結果を事務局へ報告することとした。次回の本特別委員会で各会派からの持ち帰り検討結果を協議することが決定された。</p> <p>委員より、3点の資料提出を要望していたので、事務局にて執行部と調整することが確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年当時のシステム不具合検証のプロジェクトに関する資料 ・エヌ・ティ・ティ・データ九州からのシステム改善の回答に関する資料 ・契約書の内容(押印された契約書の写し)
第 8 回	4 月 17 日	<p>各会派から提出された重点調査項目について、本特別委員会は、議長に対し、令和6年4月25日までに回答を要求する申し入れを決定(令和6年4月17日)し、同日通知した。</p> <p>同日、議長は通知を受け市長に当該回答について依頼した。</p> <p>事務局は、執行部から4月25日に当該回答を受け取り、速やかに各委員へメール等で報告し、その回答に疑義がある場合には、再重点調査を行い、再回答を要求することが決定された。</p> <p>再回答後、執行部に対して質疑等を実施することが決定された。</p>

<p>第 9 回</p>	<p>5 月 24 日</p>	<p>説明員として、総務部長、企画部長、職員課長、情報政策課長、職員課人事係長、情報政策課主査に出席を求め、重点調査事項及び再重点調査事項に対する回答等の説明後、質疑が行われた。</p> <p>○契約の瑕疵について (委員の質疑要旨) 当時、本件の契約が先進事例であったことを逃げの答弁にしてほしくない。他市で同様な契約実績があるか等のアンケートを実施予定とのことだが、そのアンケートが重大な瑕疵があったかどうかの参考になりえると思う。アンケートはいつ実施する予定か。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 6月中に実施し、回収まで終えたい。</p> <p>○外部監査・検証委員会等の導入や監査における長の責任追及について (委員の質疑要旨) 市長も議員も任期が1年を切っている。任期は無視できない。監査もいつになるかわからないと言っている。外からみたら時間延ばし。正面から向き合っているか。期日を守る(任期内に)というところに何で立てないか。</p> <p>(総務部長の答弁要旨) 今回の事案については、場合によっては、その賠償責任を職員に負わすという、重い決定が必要になる。単に先延ばしをしているのではなく、慎重に、事実関係を把握したうえで、進めていきたい。賠償責任を負わすからには、それなりの根拠が必要になる。</p> <p>(委員の質疑要旨) 監査委員の任期までに、結論は出せるか。</p> <p>(職員課長の答弁要旨) その点については回答をいたしかねる。</p> <p>(委員の質疑要旨) 監査の任期が迫っている。監査委員も変わってイチからやり直しになる。どう思うか。</p>
----------------------	-----------------------------	--

<p>第 9 回</p>	<p>5 月 24 日</p>	<p>(総務部長の答弁要旨) 自主的に行う手段としては、監査以外ない。職員の責任を追及するには、地方自治法の監査以外ない。ほかの手法としては、住民訴訟等がある。</p> <p>(委員の質疑要旨) 外部の専門員で構成する検証委員会がある。期日を守る（任期内に）のであれば、その方法もあると思う。</p> <p>(総務部長の答弁要旨) 外部監査の導入を検討しているが、条例の制定や個別の案件ごとに議会の承認が必要になる。個人的な意見としては、その方が時間を要すると考える。その手法を全く検討していないわけではない。</p> <p>(委員の質疑要旨) 外部委員より今の監査の方が早いという見解を示したが、工程表を出してもらいたい。</p> <p>(総務部長の答弁要旨) 外部委員等を含めて、どの手法がどのくらいの時間がかかるか等の資料を提出したい。</p> <p>(委員の質疑要旨) 審議会を設置する条例の制定には、通常どれくらいかかるか。</p> <p>(職員課長の答弁要旨) 内容にもよるが、2～3か月程度と思われる。</p> <p>(委員の質疑要旨) T i k T o k の審議会は、条例を含めて、1か月程度で設置できた。やろうと思えばできるのではないか。</p> <p>(職員課長の答弁要旨) 外部の検証委員会を設置して、結論が出たとしても、職員の責任追及を行うには、監査を通す必要がある。</p> <p>(委員の質疑要旨) 監査における長の責任追及については。</p>
----------------------	-----------------------------	--

<p>第 9 回</p>	<p>5 月 24 日</p>	<p>(職員課長の答弁要旨) 地方自治法第243条の2の8第1項および第3項では、市長に対しては、賠償責任は問えない。</p> <p>(委員の質疑要旨) 職員だけの責任ではなく、市長にも責任があると思う。皆さん（執行部）がベストだと考える手法は、市長の責任が問えない。どう思うか。</p> <p>(総務部長の答弁要旨) 仮に監査結果で、市長に責任があるという結論が出たとしても、賠償責任は問えない。住民監査請求であれば、市長を含む特別職の賠償責任が問えると考ええる。</p> <p>(委員の質疑要旨) 監査が長の責任を問えないと議会で答弁したことはあるか。</p> <p>(総務部長の答弁要旨) この件に関してかどうかははっきり覚えていないが、答弁した覚えはある。</p> <p>○責任の所在等について (委員の質疑要旨) 平成29年1月以降の金銭的負担をしないという決定を行った5人（当時の市長、副市長、企画部長、情報政策課長、情報政策係長）の責任の大きさについてはどうか。</p> <p>(情報政策課長の答弁要旨) 契約解除の通知を行ったことについては、ある程度の責任はあると考える。システム入れ替えについては、全庁的な手続きを経ている。契約解除の通知を送る決定をした5人だけの責任ではないという認識。責任の所在については、監査に委ねている。</p> <p>【今後の対応について】 他市の契約事務に関するアンケートの回答、重点調査事項に関する執行部の回答、（長の責任を追及する手法についての回答がないため再提出）、外部監査等の導入における工程表（どの手法がベストなのか示し</p>
----------------------	-----------------------------	--

		た資料)等の資料を要求し、執行部より提出することとなった。 委員より、議会から外部監査の導入を求めることについて提案があり、持ち帰り検討事項とし、次の委員会の議題とすることが決定された。
第16回	令和7年3月3日	エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する中間報告及び14期からの当該申し送り事項を行うことが決定され、当該内容については、会派持ち帰り検討することとなった。 ハラスメントに関する調査に関する中間報告及び14期からの当該申し送り事項を行うことが決定され、当該内容については、会派持ち帰り検討することとなった。 次回3月10日の本特別委員会において、各々採決を諮ることが決定された。
第17回	3月10日	エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する中間調査報告書(案)に係る文言の追加及び修正について、協議が行われ、採決の結果、全会一致にて、修正案のとおり可決された。 また、14期からの当該申し送り事項(案)について、原案のとおり可決された。 ハラスメントに関する調査に関する中間報告(案)及び14期からの当該申し送り事項(案)について、協議が行われ、採決の結果、全会一致にて、原案のとおり可決された。 また、エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する中間調査報告書及びハラスメントに関する調査に関する中間報告を市のホームページに掲載することが決定された。

3. 協議等による重要な決定事項

【市政運営に関する調査特別委員会の調査報告書及び会議録の作成及び公開について】

一連の事件の記録、責任の所在の明確化及び発言の正確性の担保を確保する目的から、本調査特別委員会において、調査報告書及び会議録を作成する必要性があることが決定された。

4. 本特別委員会の調査の結果で明らかになった事項

【和解金の支払】

市は、令和5年9月6日に第五次総合行政システム等訴訟（福岡高等裁判所那覇支部令和4年（ネ）第76号賃貸借料請求控訴事件）について、裁判上の和解が成立し、同年9月26日にエヌ・ティ・ティ・データ九州に対して和解金の支払いを行った。

①行政システム契約：1億946万6,310円

内訳：賃貸借料相当額 9,026万6,400円

遅延損害金相当額（年3.7%）1,919万9,910円

②福祉システム契約：1億5,115万4,383円

内訳：賃貸借料相当額 1億3,400万1,318円

遅延損害金相当額（年2.7%）1,715万3,065円

①行政システム契約＋②福祉システム契約 2億6,062万693円

内訳：賃貸借料相当額 2億2,426万7,718円

遅延損害金相当額（①年3.7%、②年2.7%）3,635万2,975円

【監査要求】

令和5年9月27日に企画部から総務部に対し、当該和解金の支払いについて、特別職を含む職員等にかかる責任の所在を明らかにする必要があることから、当該システム等の事業計画から和解金支払に至るまでの全ての過程における職務毎の責任の検証を行うこととし、当該検証の依頼を行った。（福岡高等裁判所那覇支部令和4年（ネ）第76号賃貸借料請求控訴事件（第五次総合行政システム等訴訟）に係る和解金の支払について特別職を含む職員等の責任の検証について（依頼））

令和5年12月25日に市長から浦添市監査委員に対し、検証にあたっては、「意思決定にあたり、適正な決裁手続きが行われていたか。」「契約締結に至るまでの過程において故意、重大な過失などがないか。」等の視点から、地方自治法第199条第6項の規定に基づく監査要求を行った。

現在、浦添市監査委員における当該監査結果の報告時期は未定である。

【那覇地方裁判所 平成31年（ワ）第91号賃貸借料請求事件に関する事務】

審議内容

○争点1（本件各契約の法的性質）

市（被告）は、賃貸借契約であることを前提に、原告（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州）が負う修繕義務の違反を理由として契約を解除したと主張する。

原告は、本件契約が請負契約であることを前提に、その報酬の支払いを求め

ることを主張する。

○争点2（債務不履行ないし瑕疵の有無）

市は、賃貸借契約においては、賃貸人は賃借人に対し、賃貸物を快適に使用収益させる義務があり、その利用期間において生じた不具合については、これを修繕する義務を負うこと。仮に各契約の法的性質が請負契約であるとしてもその運用が開始された直後から不具合が頻発しており、本件各システムには根本的な瑕疵があると主張する。

原告は、瑕疵担保責任を負う期間が経過した後においては、本件各システムを修補すべき義務を負わず、原告に債務不履行はない。また、ヒューマンエラーによる不具合の発生は不可避であるところ、平成22年4月1日から平成23年3月1日までの間に生じた不具合は、そのほとんどがプログラムの誤りに起因し、仕様と異なる条件が設定されていたこと、すなわち単純なヒューマンエラーによるものであることが判明している。

したがって、本件各システムに根本的な問題があるとはいえないことを主張する。

○争点3（解除の成否）

市は、原告には修繕義務違反があり、債務不履行が認められるから、本件契約を解除することができる。仮に各契約が請負契約であるとしても、本件各システムにはその構築当初から瑕疵があったのであるから、市は瑕疵担保責任に基づき契約を解除できることを主張する。

原告は、債務不履行はないから、債務不履行を理由とする解除は認められない。瑕疵担保責任に基づく解除を主張するとしても本件各システム契約においては、瑕疵担保責任に基づく解除権を除外していることから、瑕疵があることを理由に解除することはできない。仮に、瑕疵担保責任に基づく解除権があるとしても、目的物の引き渡しから1年以内に行使する必要があるところ、引き渡し後1年以内に解除したことはないことを主張する。

○第1審の判決（令和4年3月15日）

那覇地方裁判所は、「原告（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州）による債務不履行は認められず、被告（浦添市）は、瑕疵担保責任に基づく解除又は本件各システム契約に基づく賃貸借料の支払い義務を免れることもできないと認められることから、原告は、被告に対し、本件各システム契約に基づき、平成29年1月分から令和2年9月分までの間の未払いの賃貸借料の支払いを求めることができる。」との第1審の判決であった。

【福岡高等裁判所 那覇支部へ控訴】

令和4年3月15日の第1審の判決結果を受け、控訴を提起するため、令和4年3月18日議会に議案を提出し、3月25日の可決後、3月29日に福岡高等裁判所那覇支部へ控訴状を提出した。

【福岡高等裁判所 那覇支部 令和4年（ネ）第76号賃貸借料請求控訴事件に関する事務】

審議内容

控訴理由（原審での判決結果に対して、市として主張している内容）

○システム開発経緯の審理不尽とその事実認定の誤り

市は、原審が、事実関係はもとより原告が契約上負っている義務の具体的内容やそれら各業務の履行の有無といった法的な争点についても、十分に審理せず、専門委員も関与させず、証人尋問も実施しないまま結審したと主張する。

また、市は、その結果、原判決は検収が実際に行われていたか、さらには、いつシステムが運用開始されたかといった、システム開発紛争におけるきわめて基本的な事実関係についてすらその認定を誤っており、その誤った認定した事実関係を「前提事実」として、瑕疵担保責任の始期についても認定を誤ったと、主張する。

○法的判断の誤り

市は、原告と被告の間には、システム開発委託契約（請負契約）の性質だけではなく、ソフトウェアの賃貸借契約の性質も有する契約が成立していた複合的契約であったこと、原告が債務の本旨に従った履行をしていないこと、原告が瑕疵修補義務を履行していないことが、債務不履行を構成すること、被告が瑕疵担保期間内の解除権行使が事実上困難であることを知りながら、瑕疵担保責任の存続期間の経過を主張することは許されないと主張する。

【第1回弁論期日（結審）】

令和4年9月26日 判決言渡期日

（控訴審は）事実審の最終審から、和解による解決について双方の意向が確認された。株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州は、和解の意向はなかったが、裁判所として和解協議を提示した。

○控訴審で和解勧告を受け入れることとした理由

市は、裁判所から、一審の判断を覆すことは厳しく、一般論としてシステムが実際に動き出していると、法的な評価としては完成していると捉えられること、また瑕疵があったかどうかについては、システムの保守を行うのが別事業者であ

ることやシステムの不具合の問題が、システム稼働後の保守による可能性も懸念されることから、法的な評価として瑕疵があるというにはハードルが高いという話があり、こうした事情が裁判所での審理に影響したものと考えている。

そのまま判決を待った場合には、むしろ遅延損害金が拡大し、さらに支払額の増加を招くことから、和解をすることで、少しでも負担を減らすことがより良い選択になると考え和解をし、早期解決を図ることとした。

【本特別委員会における重点調査事項及び再重点調査事項】

別紙資料

5. 本特別委員会の調査の指摘事項

○市は、システムについて、当初不具合があるにもかかわらず、当該システムが納品されたことに対し、検収は十分行われたのか。

○本システム契約は、賃貸借契約に当たるとの市の主張が、裁判では、請負契約であるとの認識であった。その認識の違いが、高額な和解金の発生要因となったと考えられるが、当時のその判断は、適切であったのか。また、和解金が発生した責任の所在はどこにあるのか、

○契約解除の意思決定について、起案が行われていない等、各事務手続きは適正に執行されたのか。

○市は、浦添市監査委員に対して、地方自治法第199条第6項の規定に基づき、事務の執行について監査を依頼しているとのことだが、本特別委員会から数度の要望にもかかわらず未だ報告がされていない。監査報告はいつになるのか。

○貴重な財源から高額な和解金として、2億6,062万693円が市の予算から支払われたが、市議会から今回の和解金については、「市民負担を負わせることがないよう強くもとめる。」との附帯決議が行われた。市は、どのように対応する考えか。

6. 結びに

今回、本市政運営に関する調査特別委員会において、エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査をとおして、高額な和解金が発生し市の貴重な財源が損なわれることとなった経緯が明らかになった。

しかし、本特別委員会からの再三の要望にもかかわらず、第 14 期中に監査報告が行われなかったことは大変遺憾である。

今後は、これまでの協議経過も踏まえ、一日も早く速やかに監査結果を報告し、本事件の解決を図るよう強く求めるとともに、次期第 15 期においても本特別委員会を設置していただくよう要望し、引き続き、調査・検証を継続することにより、その要因及び責任の所在を明らかにすることで、今後の適切な行政運営に資するための一助となるよう、市政運営に関する調査特別委員会におけるエヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する中間調査報告とする。

<p>◎不具合が発生した後の対応に問題はなかったか。</p> <p>①修理委託先の選定</p> <p>②システムの使用を止めて、支払いも止めた行為</p> <p>③責任の所在(当時の決裁権者)</p> <p>・第5次総合行政システム賃貸借契約及び第5次総合行政福祉システム賃貸借契約をそれぞれ10年契約で締結したところ、行政システムは8年、行政福祉システムは6年で契約解除しているが、何故、途中で打ち切ったのか。最終的に誰の判断で打ち切ったのか。</p> <p>・契約を途中で切って後のことは考えなかったのか。</p>	<p>①修理委託先の選定 平成22年4月から平成24年8月までは、本件システムをJVで構築した、システムの受託事業者であるeコーポレーションJPに運用委託を行ってまいりました。eコーポレーションJPは、本件システムの構築の関連事業者であり、システムの仕様を熟知し、速やかに運用保守が可能であったことが運用委託の理由であります。 本件システムの運用保守の業務は、地場産業の発展の貢献に繋げることを目的として、システム保守の技術を移管した上で地元業者に業務委託する方針があり、平成24年9月から平成28年12月までは、地元事業者であるコンピュータ沖縄に運用保守を委託しております。コンピュータ沖縄は保守運用業務委託候補者養成研修会に参加し、受講完了のうえ、保守委託業務に携わっております。</p> <p>②当時、システムの不具合が慢性的に発生し、改善が認められないため、平成26年6月2日に当時の顧問弁護士（伊志嶺弁護士）と契約解除について相談しております。相談内容では、本契約は賃貸借契約であり、システムを返却すれば、返却後の使用料は支払う必要は無いと思うとの助言がありました。 また、平成28年5月25日当時の顧問弁護士（伊東弁護士）に同様に契約解除について相談を行っており、契約書第10条3項に該当するとの助言がありましたので、顧問弁護士の助言を参考に解除手続きを行っております。</p> <p>③契約解除に向けた調整は市長含めた二役も同席して行っております。契約解除の意思決定につきましては、起案は行っておりませんが、契約解除の通知については市長決裁で通知しております。</p> <p>システムの不具合が慢性的に発生し、改善が見込まれないことから、当時の顧問弁護士（伊志嶺弁護士）と相談した上で、システム入替を庁議において決定しております。（H26.8.15） 契約解除に向けた調整は市長含めた二役も同席して行い、契約解除の意思決定の起案はございませんが契約解除の通知は市長決裁で実施しております。</p> <p>本件システムを今後も継続して利用することによる、不具合の確認作業等の職員の業務負担の増加や、法改正に伴う改修費用が高額である等の課題が大きいと判断し、市としては、NTTデータ九州側の見解や当時の顧問弁護士（伊東弁護士）への相談結果を踏まえ、賃貸借契約であることからシステムを利用せず、平成29年1月以降の金銭的負担をしないと判断しております。</p>
---	--

<p>(契約を途中で打ち切った後について、どう対処しようと思ったのか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問弁護士はどのような判断だったのか。 ・勝つ見込みがあるということで控訴に踏み切ったのではないか。 ・最終的に責任を取らないといけないのは市長ではないか。 ・平成25年当時のシステム不具合検証のプロジェクトに関する資料 ・エヌ・ティ・ティ・データ九州からのシステム改善の回答に関する資料 ・契約書の内容（押印された契約書の写し） <p>(該当資料の添付もお願いします)</p> <p>1. 第5次総合行政システム契約締結の中でシステムを使用するに当たり使い勝手が悪い場合にはシステムの見直し（使用しやすいプログラムに変更）の項目はなかったのか？</p>	<p>当時の顧問弁護士（伊東弁護士）の助言では、解除を申し入れて14日以内に協議することになること。その中で、終了日、賃貸対象物の返還方法、金銭的な債務の精算条項など双方債権債務が残らないように条件を決めてください、とのことでした。</p> <p>控訴については、第一審の審理が不十分であり、本市の主張が認められていないため、控訴しております。 本市の主張：賃貸借契約であること 債務不履行ないし瑕疵が有ること</p> <p>本件について、責任の所在がどこにあるのかを、検証をして明らかにしようとしている段階だと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6 平成25年度 第五次総合行政システム等の検証方法に関する事務.pdfになります。 ・平成25年12月9日にNTTデータ九州と協議し、浦添市はNTTデータ九州側にシステム不具合の改善を求めた。それを受け、NTTデータ九州は、不具合の内容を確認したいと直近1年分の調査依頼書の送付の依頼があり、浦添市は不具合の詳細を記載した調査依頼書一覧を提供した。その後、内容精査等の調査結果の回答は無かった。 ・資料再度確認しました。全て提出しております。 <p style="text-align: right;">(令和6年3月25日回答)</p> <p>契約書においては、システムの不具合にかかる修正は瑕疵担保期間内での対応となっております。また、使い勝手等のシステムの見直しについては、変更内容が無償でできない範囲については変更契約して対応することとなっております。</p>
--	---

<p>1. 各部署からこのシステムについてどのようなクレームがあったのか内容等はどのような事だったのか？</p>	<p>各部署からのクレームの例として以下一例となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当受給者現況届において、現況届の記載内容に誤りがあり約11,000件を手書き修正で対応した。 ・特別障害者手帳等給付事業（年4回）では、対象者が抜けてたり、対象月が抜けてたり、不具合状況がばらばらである。給付時期の都度職員が約300件のエラーチェックをしている。 ・システム操作のマニュアルがないため、不具合や不整合が発生した時の対応が困難。 ・システムの不具合の修正後、今までに問題なくできていた機能ができなくなり、エラーが起こるなど不明確な部分がある。
<p>1 再三に渡りシステムの内容の変更を依頼してもできなかった理由は何なのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの不具合の修正を依頼しても、その指摘箇所は修正し直っているようにみえるが、関連する別の機能で不具合が発生する、いわゆるデグレートが発生していた。そのため、慢性的に不具合が発生し、根本的な解決に至らなかった。 ・本システムの開発の主体が韓国のサムスン社であり、NTDQへ不具合の修正を依頼したとしても、NTDQからさらにサムスン社へ不具合の修正を依頼していたため、スムーズな不具合対応にはならなかった。
<p>第五次総合行政システムにおいては、予算の議決等を経て契約期間10年の予算を確保していたと思うが、契約期間満了以前に解約するのであれば、その時点で残りの費用を支払っておけば、遅延損害金約3,500万円は発生しなかったのではないか。</p>	<p>ご指摘の通り、解約時点で残りの費用を支払うことで、遅延損害金は発生しておりませんでした。しかしながら賃貸借契約であることから平成29年1月以降の金銭的負担をしないと判断しております。</p>
<p>初めに訴訟が提起される前に支払うべきではなかったか。</p>	<p>訴訟を提起された時点では、支払期日を過ぎていることから遅延損害金は発生いたします。しかしながら賃貸借契約であることから平成29年1月以降の金銭的負担をしないと判断しております。</p>
<p>1. 令和5年12月25日付で、市長から監査請求があった、第5次総合行政システム契約締結事務及び第5次総合行政福祉システム契約締結に関する事務について、外部監査の導入が必要である。</p>	<p>現在、浦添市監査委員に対して地方自治法第199条第6項の規定に基づき、事務の執行について監査を依頼しているところです。ご指摘の外部監査制度は、普通地方公共団体の組織に属さない高度な専門的な知識を有する者による監査が可能となるもので、検証方法として有効であると認識しております。一方で、現在、進行中の浦添市監査委員による監査に支障を来す可能性もございますので、導入の可否及び時期については、浦添市監査委員との調整の上、研究してまいります。</p>

<p>2. 外部監査導入についての進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の契約に至るまでの経緯 ・契約を途中で破棄すると決めた経緯 ・システムをNTTが作り、保守点検は市内業者をお願いするという手法が他県ではなかったとのこと。なぜその手法にしたのか。 前回の監査委員の回答を受けて、改めて第三者委員会に委ねる選択肢が必要と感じている。 	<p>平成18年から平成19年までの2回にわたり、業務の共同研究を行い、市民サービスに関することや業務効率化、コスト削減、情報連携やインフラ環境などの問題点を整理しております。</p> <p>そして、その問題点に対して解決するシステム構築を公募し、NTTDQとイーコーポレーションJPの2社のJVによる提案があり、本市はその構築したシステムを賃貸借で借用する賃貸借契約を締結した流れとなります。</p> <p>導入当初からシステムの不具合が多数発生しており、稼働から数年経過しても改善は見込まれませんでした。平成26年6月2日に当時の顧問弁護士（伊志嶺弁護士）と契約解除について相談しております。相談内容では、本契約は賃貸借契約であり、システムを返却すれば、返却後の使用料は支払う必要は無いと思うとの助言がありました。</p> <p>また、平成28年5月25日当時の顧問弁護士（伊東弁護士）に同様に契約解除について相談を行っており、契約書第10条3項に該当するとの助言がありましたので、顧問弁護士の助言を参考に解除手続きを行っております。</p> <p>本件のシステム導入のコンセプトの1つとして、保守業務のベンダーロックインの打破がありました。地元事業者にシステムに関する技術のスキルを高め、運用保守業務および機能改善業務の委託業務を受注できるチャンスを与える目的がありました。</p> <p>第三者的立場の者による検証法の一つとして外部監査制度がございます。外部監査制度導入の可否及び時期については、引き続き研究してまいります。</p>
---	--

市政運営に関する調査特別委員会 再重点調査事項 一覧
 ※回答の根拠資料の添付もお願いします。

質問	回答（今回）
<p>◎契約書の内容に不備があったことが訴訟の原因と考える。問題はなかったか。</p> <p>①契約書の不備（問題）の有無について</p> <p>●市は貸貸・相手は請負を主張 ⇒回答を踏まえて、一審の判決結果と控訴後の和解までの裁判結果を受けても問題はなかったと考えるのか。</p> <p>●不具合が生じた時の対応と補償 ⇒一審の判決結果を受けても問題はなかったと考えるのか。</p> <p>②他市など同様の契約と比較した上で欠落していた点 ⇒当該問題が発生した時点、裁判に望む時点、和解する時点、少なくともどこかで他市の事例を参考にすることが必要ではないか。と誰かが提案しなかったのか。アンケートで確認を予定しているとのことだが、必要性を認識しているから行うのだとすれば確認が遅くないか。</p> <p>1. システムの不具合にかかる修正は瑕疵担保期間内での対応とのことだが、具体的にその期間はいつからいつまでなのか。</p> <p>2. システム操作のマニュアルがない理由について伺う。</p> <p>3. NTTデータ九州からサムスン社へ修正の依頼をしていたとあるが、サムスン社が、修正のために市へ訪れたことはあるか。</p>	<p>①</p> <p>●本件のような、ほかに事例のない契約に関しては法律の専門家によるリーガルチェックを行うことや、システム開発の進捗に応じた契約書の見直しなど、適宜対応する必要があったものと認識しています。その点については、私たちとしても深く反省すべき問題であり、今後同様な事案を防ぐための措置を講じる必要があると考えております。</p> <p>●一審の判決では貸貸借契約ではなく請負契約との判断がなされた。市としては貸貸借契約であることを元に修補義務を求めていたが請負契約であるならば、不完全履行であったことを控訴において主張しました。不完全履行については、意見が相違していることと、状況証拠は多数あるものの、システムを既に返却し、市として証明が難しい状況でした。以上のことから法律的な判断は厳しいとの裁判官の心証の開示がありました。</p> <p>②比較するにあたり、他市において、同様な契約の有無について把握すべきだと考えております。しかしながら、当時先進事例として取り扱われていたことや、その後も同様な取組に関心がある自治体から問い合わせを受けていたことから基本的に同様な契約は県内他市においては事例がないものと推察しております。</p> <p>1. 契約上は検収完了後、1年以内となります。実際は、検収日付に認識の相違があり、具体的な期間については、両者の合意を図れておりません。</p> <p>2. マニュアルについては、その精度に対して両者の認識に相違があり、業務を遂行するにあたり不完全な納品物でした。</p> <p>3. 稼働後のシステム不具合の対応はNTTデータ九州を介して対応しており、直接サムスン社が訪れることはなかったようです。</p>

<p>①平成29年1月以降の金銭的負担をしないという判断は誰が行なったのか？</p>	<p>①当時の市長、副市長、企画部長、情報政策課長、情報政策係長で当該方針を決定していました。</p>
<p>②両者合意できないまま一方的に支払いを拒んだのか？</p>	<p>②修補義務を求めたうえで対応できない場合、支払いを停止する旨通知し、対応がなされなかったため、支払いを停止しております。添付資料「第五次総合行政システム賃貸借契約の解除について」</p>
<p>③支払った遅延損害金の負担は平成29年1月以降金銭的負担をしないと判断した者が今後負担をするという理解でいいのか？</p>	<p>③ご質問の件も含め、責任の所在がどこにあるのかを、検証をして明らかにしようとしている段階だと考えております。</p>
<p>1. 私たち議員と市長の任期までに審査を終えるには現在の監査事務局体制では困難であると考えます。期日までに精査し、責任の所在を明確にするためには外部の専門委員で構成する委員会を審査した方が現実的ではないか。</p>	<p>1 過失の有無、責任の所在については慎重な判断が必要となります。現在、浦添市監査委員に対して地方自治法第199条第6項の規定に基づき、事務の執行について監査を依頼しているところですので、監査の結果を待って判断したいと考えています。</p>
<p>2. 現在監査に委ねている審査で明らかになるのはどこまでの責任の範囲となるのか？責任者を明確にして賠償責任を負わせるためには監査の対応では不十分ではないか。</p>	<p>2 令和5年12月25日付けで市長から要求した「浦添市の事務の執行に関する監査要求について」は地方自治法第199条第6項に基づくものであり、監査の範囲は地方公共団体の事務の執行となっています。そのため、事務の決裁や手続き等、行政事務全般の執行が法令等に従い適切であったかなどの報告になると想定しています。訴訟以外で職員に賠償責任を課す手段としては、地方自治法第243条の2の8第1項及び第3項に基づき賠償を命ずる方法が考えられます。もっとも、賠償命令の要件としては、職員に故意又は重大な過失があることが要求されております。そのため、故意又は重大な過失の有無について、判断すべく、浦添市監査委員に対して地方自治法第199条第6項の規定に基づき、事務の執行について監査を依頼しているところです。市長に対しては、地方自治法243条の2の8第1項及び第3項に基づき賠償を命ずることはできないと考えておりますので、賠償責任を課す手段としては住民訴訟が考えられます。</p>
<p>NTTデータ九州側の弁護士から再三再四、契約書上解除することはできないという連絡がきていたのにも関わらず、再検討、再審査せず、当初方針を堅持し、契約解除に至った際には途中弁護士の見解も変わらなかったのか</p>	<p>相手方からの契約解除できないとの申し出に対して、顧問弁護士へも相談を行い、解除可能との見解を受け、最終的な判断に至っています。解除にあたっては、催告を行うなど、契約に基づき手続きを行うよう顧問弁護士より助言を受け文面を調整のうえ、通知をしております。</p>

上告する際に弁護士費用と完全成功報酬にし、着手金ゼロでも可能と答弁していたのにも関わらず、上告時に弁護士費用が発生したのはなぜか。議会答弁とは異なる判断をしたのは誰の責任なのか。実際に上告から結審まで弁護士費用がいくらかかったか。

1 回答では、「本市が、システムを賃貸借で借用する賃貸借契約を締結したという流れ」とのことですが、結果的に裁判所は「請負契約か業務委託契約にあたる」と判事し、NTT側にシステムを修繕する義務は認められないとしました。また、契約書に中途解約の定めがないことなどからも、契約は解除できず、支払い義務を免れないと結論付けたとしています。

上記の結果に照らし合わせて以下質問です。
顧問弁護士のアドバイスが明確な根拠に基づくものだったのか。伊志嶺弁護士は、「本契約は賃貸借契約であり、システムを返却すれば、返却後の使用料は支払う必要は無いと思う」との助言があったようですが、「○ ○ だと思う」という回答は根拠としては弱いと感じます。また、伊藤弁護士から、「解除については、契約書第10条3項に該当する」との助言があったようですが、これはあくまでも「どちらか一方が契約解除を申し出た時は14日以内に協議をする。解除の期日等については協議の場で決定し、その内容については甲乙それぞれが記名押印した書面を交換することで確認する。」となっており、実際に伊藤弁護士も「双方債権債務が残らないように条件を決めてください」と助言しています。この助言に基づいた手順を踏んでいたのか伺います。

第1審を担当した弁護士に対しては弁護士費用は完全報酬制での合意を3月議会中に得たとおり、弁護士費用は発生しておりません。控訴の提起において、控訴期限までわずかな期間しかないことから、第1審担当弁護士により手続きを行いました。しかしながら、第一審弁護士で控訴することについて、ITに知見のある弁護士の活用をしないことには裁判に勝つ見込みがない、との指摘も受けたことから、経験のある県外の大手弁護士事務所を入れることとし、それにかかる着手金の弁護士費用が発生しました。実際に上告から結審まで弁護士費用は、6,770,342円です。
(着手金5,500,000円および交通費)

1 顧問弁護士との調整に関しては、市側の状況を伝え、懸念事項や法律的に問題がないのか助言をいただいております。解除については、契約書第10条3項に基づき解約協議の通知を行い、10回以上の協議を重ね、最終的には契約書第10条1項9号により催告および解除の通知を行いました。

2 導入当初からシステムの不具合が多数発生していたことは分かりました。しかし、本来はシステムの不具合が発生することは折り込み済みだったはずです。

また、保守業務を市内業者に委託した理由について、「保守業務のベンダーロックインの打破」とありました。「地元業者にシステムに関する技術のスキルを高め、運用保守業務、機能改善業務の委託業務を受注できるチャンスを与える目的」があったという考え方については理解できますが、そもそも、コンピュータ沖縄は、問題となっている本システムの運用保守が可能なスキルを持ち合わせていたのか。通常であれば、保守点検も含めてシステム開発の全責任を負わせるためにも、開発側に保守点検もセットで担ってもらうのが通常の契約だと思います。そうでなければ、不具合が発生した際、責任の所在が不明確になります。だからこそ、本市が行ったような契約方法が他県にも例がなかったのだと思います。以下質問です。

・今回のような契約方法（システム開発と保守点検委託を分ける契約）に至る判断は誰が行ったのか。

・不具合が発生した際の責任の所在を明確に決めていなかったのか。

・不具合が起きても市内業者で対応できる根拠を基にした契約だったのか。

システム開発と保守点検委託を分ける契約については、「新基幹行政システム開発共同研究（平成19年4月12日決裁）」の目的において、地場産業育成を掲げたことから始まっています。「第五次総合行政システム構築に係る公募（平成20年3月4日決裁）」において、当市の要望として維持保守業務を地元企業に委託することを掲げています。この公募の執行伺いについては当時の副市長、企画部長、情報政策課長、情報政策課係長、総務部長、財政課長の決裁および合議等が行われております。

契約書では瑕疵担保期間中に対応する内容となっていました。

システムの運用保守業務に対する事前のトレーニングを設けていたことや開発業者に問合せできるような体制も整えており、不具合が起きても市内業者にて対応できる契約となっていました。

<p>・契約解除後に発生したトラブル・損害については、一義的に誰の責任になるのか。</p> <p>3 現在、浦添市監査委員に対して監査を依頼しておりますが、監査が終了する期日については、明確にお答えするのが困難だという回答を得ております。回答が困難だと答えているため、外部監査の導入を行う必要性について委員会でも議論になっています。本市においても、外部監査の導入に踏み切る決断が迫られていると感じるが見解を伺う。</p>	<p>ご質問の件も含め、責任の所在がどこにあるのかを、検証をして明らかにしようとしている段階だと考えております。</p> <p>3 現在、浦添市監査委員に対して地方自治法第199条第6項の規定に基づき、事務の執行について監査を依頼しているところですので、監査の結果を待って判断したいと考えています。</p>
--	---